



建交労



2020年9月26日
 建交労神奈川県南支部
 2020年秋季年末闘争No.3
 2019年度推進ニュース③通算189号
 発行責任者 佐藤 章

三昭運輸分会争議の全面勝利めざして 社労士会・全労連・建交労本部等に要請

建交労神奈川県本部・神奈川県南支部および三昭運輸分会は、三昭運輸の健全な労使関係確立を目的とする三昭運輸分会の県労委でのたたかひの早期全面勝利と、(株)三昭運輸の団体交渉に介入して労使関係を悪化させてきた特定社会保険労務士を社会的に糾弾することを求めて9月25日に関係する団体・組織への要請行動を東京都内で終日実施しました。

この日の行動参加者は、伊藤県本部委員長、大島県南支部書記長、清野三昭運輸分会長と北川分会書記長、合同分会の赤羽組合員に加えて建交労東京都本部から畠中常任執行委員が連帯して応援に駆けつけてくれました。

各要請先への要請趣旨は、全国社会保険労務士会連合会および東京都社会保険労務士会には「悪質社労士に注意勧告を行ったこの間の姿勢を貫いて厳格な対応」を、全国労働組合総連合と建交労中央本部には「県労委での勝利命令を勝ちとるため三昭運輸事件の早期救済命令を求める県労委宛署名(別紙)のいっそうの取り組み強化」を、第二東京弁護士会には「悪質社労士に対する公正且つ厳格な措置」などを求めました。



要請先団体・組織の対応に確信を深め 10.12 結審と命令まで運動の飛躍を決意

最初の要請先である社労士会は、東京都社労士会が昨年3月に当該社労士に行った「注意勧告」を当該社労士が今年7月に「勧告」取消を求めて訴訟を起こしており、立ち入った状況は聴けませんでしたが、建交労からは一方的に情報提供を行うことを伝えました。

続いて訪問した全労連では、昨年の要請にも対応された仲野智組織・法規対策局長・非正規センター事務局長が全面的な支援・協力を約束してくれました。建交労中央本部では既に全国に署名の取組強化を呼びかけており、対応した角田委員長とは今後の具体的な運動についても打ち合わせすることができました。最後に訪問した第二東京弁護士会では早期の結論を求めて行動全体を終了しました。行動参加者はこの間の運動に確信を深めると共に10月12日の県労委結審までと、それ以降の命令までの運動の飛躍を決意しました。

10.26 横浜南部労連第31回定期大会開催 県南支部参加者は三昭運輸争議支援を訴え

建交労神奈川県南支部扶桑運輸分会が加盟する横浜南部労連は9月26日に横浜駅にほど近い建設横浜会館において第31回定期大会を開催しました。大会は、新型コロナウイルスの感染防止対策として参加人数を縮小し全体で24名の参加となりました。

神奈川県南支部は横浜南部労連の幹事を務める勝井支部執行委員と合同分会の赤羽組合員が参加しました。

主催者あいさつに立った古山議長は、現在までに世界で3000万人を超える感染者を出して猛威を振るう新型



冒頭で主催者あいさつを行う古山議長



来賓挨拶する横浜労連神田事務局長

コロナウィルス・パンデミックによって労働組合の運動も大きな影響を受けてきた。このなかで労働者の生活と雇用を守る労働組合運動の重要性を強調するとともに事実上辞任に追い込まれた安倍首相の政策を継承する新政権とのたたかいを含め横浜南部労連の組織拡大・強化の重要性を訴えました。続いて来賓挨拶をおこなった横浜労連の神田事務局長は「コロナ禍のなか無権利状態で不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者の労働相談が急増するなかでその過酷な実態が浮き彫りとなっている」と指摘し、こうした労働者と連帯してたたくことの重要性を強調しました。このあと、中澤事務局長による経過報告と新年度方針の提案、財政担当者の報告と新年度予算提案などが行われ、休憩後の討論では建交労を皮切りに医療労働職場、社会福祉職場、機関紙印刷、県職員、年金者組合の計5名の仲間から発言がありました。

神奈川県南支部からは、困難なコロナ禍での運動の到達点を報告し、労働組合運動の真価が問われる状況を踏まえて全労連運動の前進と組織の拡大・強化への決意を表明し、



建交労の勝井常任幹事（右から2人目）

さらに三昭運輸分会争議の早期全面勝利解決に向けた県労委宛の署名のさらなる強化を参加者に訴えました。討論後の中澤事務局長のまとめを含めすべての議案が採択され、古山議長が提案した新役員候補も全員が信任され、建交労神奈川県南支部の勝井氏は常任幹事に再選されました。大会会場で三昭運輸分会の県労委宛個人署名15筆が寄せられました。

三昭運輸分会争議・県労委宛署名の到達点

署名種類	組織名	内外液輸	福岡運輸	田中製菓	イワサワ	中日臨海	扶桑運輸	三昭運輸	ギオン	東進産業	日酸運輸	三浦観光バス	合同分会	県南支部	合計	集計日	
三昭運輸分会 団体署名		2	1	1	1	1	1	14	1	1			3	1	366	393	8月18日
		2	1	1	1	1	1	14	1	1			3	1	366	393	9月26日
三昭運輸分会 個人署名		40	2	5	15	14	20	88	10	7			19	208	4487	4915	8月18日
		40	2	5	15	14	20	88	10	7			19	208	4502	4930	9月26日

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

住 所 _____

団体名 _____

⑩

代表者 _____

⑩

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県本部

〒231-0025 横浜市中区松影町2-7-17 リバーハイツ石川町304号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。

神奈川県労働委員会 御中

平成29年(不)第34号三昭運輸事件の 早期救済命令を求める要請書

貴会の日頃のご活躍に衷心より敬意を表します。

標記の事件は、(株)三昭運輸（以下、会社という）が2013年に社会保険労務士を団体交渉委員に加えて以降、社会保険労務士が主導する団体交渉が常態化し、分会の要求をことごとく否定するのみならず、やがては団体交渉そのものを「留保する」（事実上の団交拒否）に至ったことに端を発するものです。この会社の姿勢に対し建交労神奈川県本部及び神奈川県南支部は、三昭運輸分会の意向も尊重し、会社の不誠実な対応を改めるよう粘り強い説得を続けました。

2017年3月には団体交渉ルールの確立を求めて貴会での斡旋も試みましたが、会社は貴会による労使関係の正常化に向けた丁寧な説得や和解案をすべて拒否し「例え不当労働行為で訴えられても和解を受け入れることはできない」との態度に終始したため、貴会での斡旋は同年4月20日不調に終わりました。その際に貴会は、会社に対し「斡旋の不調や組合側が会社側を不当労働行為で訴えた場合でも、それ等を理由に団体交渉を拒否することはできません。それは不当労働行為にあたります。」と、嚴重注意を申渡しています。

しかし、その後も会社は団体交渉の議題などを制限あるいは拒否するなどして団体交渉の開催を困難にしたり、ようやく開催した団体交渉では社会保険労務士や行政書士による非弁行為を含めて不誠実な対応を改めていません。

貴会に於いては、こうした会社の不誠実な態度を改めさせ一日も早く正常な労使関係を確立するため、救済申立の請求内容である、①団体交渉の誠実な履行、②組合事務所の継続使用をはじめ、③未払一時金の早期支給、④謝罪文の掲示などを含めて全面的な救済命令を早期に行って頂くよう強く要請致します。

年 月 日

名 前	住 所

取り扱い団体

全日本建設交運一般労働組合（建交労） 神奈川県本部

〒231-0025 横浜市中区松影町2-7-17 リバーハイツ石川町304号

※この署名は、この目的以外では使用いたしません。